平成３０年（フ）第３３４１号
東京都豊島区高田１丁目38―12―501
債務者　松永　　力
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　一哉
4　破産債権の届出期間　平成30年６月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年７月19日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２３０号
広島市佐伯区五日市町大字上河内521番地２
債務者　山崎　政文
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中岡　正薫
4　破産債権の届出期間　平成30年６月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月25日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４４号
鹿児島県霧島市牧園町宿窪田163番地12
債務者　大薗　卓司
1　決定年月日時　平成30年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　政幸
4　破産債権の届出期間　平成30年６月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月６日午前10時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成３０年（フ）第８号
岡山県久米郡久米南町上神目853番地３、前住所岡山県岡山市中区乙多見348番地７　コーポからまつ102
債務者　三村　政和
1　決定年月日時　平成30年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　照正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月３日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成３０年（フ）第４６号
福岡県嘉麻市鴨生510番地２　北斗台県営住宅５棟105号
債務者　小野　浩司
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月30日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成３０年（フ）第４８号
福岡県飯塚市横田457番地８　ビレッジハウス飯塚２―105
債務者　三笠　敬介
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福間　亮介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月30日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成３０年（フ）第１９７号
仙台市青葉区水の森１丁目１番６号　サニーライフ堤208、従前の住所仙台市泉区みずほ台11番地の１　ヴェルビュみずほ台中央703
債務者　及川　宏一
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤今日平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月１日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第９５号
群馬県高崎市下小鳥町374番地１　ノースビレッジＢ棟102号、前住所群馬県富岡市白岩乙171番地
債務者　三浦　直樹
1　決定年月日時　平成30年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　篠崎　幸治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月25日午後３時
5　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成３０年（フ）第６９号
香川県小豆郡土庄町淵崎甲2231番地４
債務者　神野　純一
1　決定年月日時　平成30年５月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　潮　　秀隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第２１号
長野県茅野市宮川4074番地１　㈱ニュー蓼科給油所セルフちのＳＳ
債務者　監物　詳司
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成３０年（フ）第４５号
山口県宇部市大字西岐波4443番地４、従前の住所山口県宇部市西琴芝２丁目８番18―３号
債務者　宮崎　洋平
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成３０年（フ）第５２号
山口県宇部市大字東須恵3113番地２　エステート西村203号、従前の住所山口県宇部市北小羽山町２丁目４番３―307号
債務者　五島　榛香
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成３０年（フ）第１２４号
相模原市中央区淵野辺本町３丁目19番３号　サニーサイド淵野辺202
債務者　矢頭真菜未
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第１３７号
相模原市中央区矢部３丁目24番８号　メゾンニシキ202
債務者　桑城　麗那
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第１７０号
相模原市中央区緑が丘１丁目18番15号
債務者　荒井　　香（旧姓千田）
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部